野湾市商工会と

2月19日(火)、宜野湾市商工会(福里清孝会長)と災害時応 急対策支援活動に関する協定を締結しました。これは、宜野湾 市内において災害が発生した場合に、災害場所及び被害状況等

の情報収集や応援人員、車両 の提供など市が応急対策につ いて支援協力を市商工会に求 める内容で、今後も市内各団 体等と災害時の協力支援の構 築に取り組んで行きます。



▲協定書にサインをする佐喜眞市長 と商工会の福里会長



だ時間が掛かる状況でした。 マな方々とお話を

考えましょう。(市民防災室) 災害被害を減らすことに繋がりま ることの必要性を改めて感じ、災害 が起きた場合を常に想定し、市民ひ とり一人が防災意識を高めることが 、事前の防災対策を構築す

伺う中で



仮設商店街(陸前高田市)



▲仮設商店街(南

りは私たちと変わりませんが、その日常生活の中の至る所で津波災害 き、食糧等もコンビニや飲食店が営業を再開しており日々の暮らし振 `取り戻し、電気、ガス、水道等のライフラインも不自由なく使用で 津波災害で多くの人命や財産を失った被災地は、少しずつ日常生活 、本当の意味の日常生活を取り戻すにはまだま

問合せ:市民防災室 ☎893-4411(内線319)

消すきでは 出ない行かない 離れない

平成24年度 全国統一防火標語

春季全国火災予防運動が実施されました。

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普 及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少 させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施 しているものです。

火災は、火気を使用する機会の多い冬季(12月から2月)から春季(3月から5月)にかけて多く発生してい ます。また、建物から出火した火災のうち住宅火災が約6割を占めています。これからも、住宅における出火を 防ぐため、下記の「住宅防火」いのちを守る「7つのポイント」(3つの習慣、4つの対策)に心がけましょう。

3つの習慣

- ●寝たばこは、絶対やめる。
- ●ストーブは、燃えやすいものから離れた 位置で使用する。
- ●ガスこんろ等のそばを離れるときは、 必ず火を消す。

4つの対策

- ●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品 を使用する。
- ●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協 力体制をつくる。

住宅用火災警報器 設置しましたか

当市の住宅用火災警報器設置率 56%(平成24年6月現在)

問合せ:市消防本部 予防課 **2892-1850**